

宮崎道三郎博士の羅馬法講義について

吉原達也

はじめに

- 一 「羅馬法」講義の変遷
 - 二 宮崎博士の「羅馬法」講義
 - 三 「羅馬法律沿革論」―「羅馬法制史」との関係において―
- 小結―法律の沿革を研究する意義―

はじめに

宮崎道三郎博士^①は、「日本法制史研究の最初の専門家であると同時に、西洋に於ける近代的法制史研究法を輸入して、之を日本法制史研究に適用、実践した点に於ても最初の人である^②」と評されるが、明治二〇年代帝国大学法科大学において日本法制史を講ずるとともに、羅馬法及び比較法制史^③というかたちで西洋法制に関する講義も並行して行っていた時期があった。先に宮崎博士による講述『比較法制史^③』を手がかりに、博士の比較法制史方法論を中心に若干の検討を試みた^④が、本稿では、とくに宮崎博士がドイツ留学からの帰国した一八八八（明治二一）年以来数年間にわたって行ったと考えられる「羅馬法」講義に関心をもつものである。以下では、宮崎博士の「羅馬法」講義とはどのようなものであったか、そしていかなることをめざそうとしたか、その後の「比較法制史」講義といかなる関係にあるか三つの点について考察を進めることとしたい。

一 「羅馬法」講義の変遷

帝国大学草創期における「羅馬法」講義の変遷についてはこれまでも検討したことがある^⑤。ここでまず『東京帝国大学五十年史^⑥』からローマ法に関わる部分を再掲することにより、この間の事情をあらためて確認しておきたい。

一八八六（明治一九）年「法律学第一科（第二科） 第二年 羅馬法一年間毎週三時」、「羅馬法、法理学 穂積陳重」。

一八八七（明治二〇）年 「法律学科 英吉利部 第二年 羅馬法 一年間毎週三時／佛蘭西部 第二年 羅馬法 一年間毎週三時／独逸部 第一年 羅馬法 一年間毎週六時／第二年 羅馬法演習 一年間毎週三時」、
「羅馬法、法理学 穂積陳重／独乙法、羅馬法 ハイソリツヒ・ワイペルト」。

一八八八（明治二一年）年 「明治二十一年十月法律学科及政治学科の学科課程を改正し、英吉利部、仏蘭西部及独逸部を改めて第一部第二部及第三部と為せり。」
「第一部 第二年 羅馬法 一年間毎週三時／第二部 第二年 羅馬法 一年間毎週三時／第三部 第一年 羅馬法 第一期、第二期 毎週六時、第三期 同四時／第一年 羅馬法演習 一年間毎週一時／第二年 羅馬法演習 一年間毎週三時」。

宮崎博士が、四年間に及ぶドイツ留学⁽⁷⁾から帰国したのは、一八八八（明治二一年）一〇月一九日のこと、同月二九日付で帝国大学教授に任用され、法科大学勤務となっている。⁽⁸⁾『五十年史』の記述から示されないのであるが、宮崎博士がこの年、「古代羅馬法」という科目を担当していたことは「法科大学教員受持学科表」（明治二十一年九月—明治二十二年七月）⁽⁹⁾によつて確認できる。例年九月十一日に新学年の講義が始まるので、実際に講義を担当したのであれば、帰国との間に、二か月のほどのずれがあることになる。翌年の一八八九（明治二二年）年には「法制沿革及び羅馬法」⁽¹⁰⁾を担当したが、この年は穂積博士及び外国人教師ヴァイペルトによる「羅馬法」が講じられていた最後の年にあたる。⁽¹¹⁾宮崎博士は、一八九〇（明治二三）年も「法制沿革及び羅馬法」を担当するが、この年は穂積博士、ヴァイペルト講師も講義を担当せず、宮崎博士による「羅馬法」講義のみが行われたことになる。⁽¹²⁾一八九一（明治二四）年、一八九二（明治二五）年は「法制沿革、羅馬法並びに独乙法律史」の講義を担当した。⁽¹⁴⁾「独乙法制史」講義についての

最初の記事である。その後、一八九三(明治二六)年の講座制への移行に伴い、九月九日付で、羅馬法講座担任、法制史比較法制史講座兼任となり、翌一八九四(明治二七)年九月に戸水寛人博士教授任用・羅馬法講座担任に伴い、九月八日付で法制史比較法制史講座担任となった。¹⁶⁾

以上の『帝国大学五十年史』の記事からうかがえることは、先にも指摘したように、学科目編成が非常に複雑であり、一八八六—一八八七(明治一九—二〇)年には、「羅馬法」は、法律学科第一科、第二科共通で二次配当になっている。当該の年度に実際穂積陳重博士による講義がどのように行われたのか、微妙な問題が残っているように思われる。さらに、一八八七—一八八八(明治二〇—二一)年を例にとれば、「羅馬法」は、英吉利部と仏蘭西部では第二年配当で毎週三時とされる一方、独逸部では第一年配当毎週六時とされ、少なくとも二つのローマ法講義が併行して行われた形になっている。しかも二年時には演習も科目になっており、これらの点をいかに調和させていたのか疑問の残るところである。一八八八(明治二一)年には、とくに第三部におけるローマ法の比重が大きくなっている。

この点に関して、近時デジタルアーカイブズとして公開されている『中央大学史資料集』、第三集「東京大学所蔵中央大学関係史料」資料番号二一八「法科大学教員受持学科表〔明治二十年九月—明治二十一年七月〕」¹⁷⁾はこの間の事情を今少し具体的に示してくるようと思われる。これによると、「羅馬法」は法律学科第一部第二年に配当され、第三年配当の法理学とともに穂積陳重博士の受持となっている。第二部には「羅馬法」は配当されていないが、第三部第一年の配当とされ、「ワイペルト」の受持となっていたことが確認できる(『文部省往復』明治二十二年報告と注記)。穂積博士はこのほかに、第二部一年の法学通論及び三年の法理学、政治学科一年の法学通論を受け持っていた。資料番号二一九「法科大学教授穂積陳重申報〔明治二十年九月—明治二十一年七月〕」¹⁸⁾は「明治廿年ヨリ明治廿一年ニ至ル

一学年中陳重ノ担当セシ学科左ノ如シ」として、「一 羅馬法に法律学科第一科第二年級」について、「羅馬法ニ於テハ学生ヲシテ欧州諸国ノ法律史ノ基礎ニ通セシメ併セテ沿革法理ノ大要ヲ知ラシムルヲ期セリ／法律学第一科第二年級ハ概シテ勤勉ナリ殊ニ学力拔群ナル者ハ犬塚勝太郎ナリシ」として、講義の成果について報告している。資料番号二五一「法科大学教員受持学科表（明治二十一年九月—明治二十二年七月）」¹⁹によれば、穂積博士は法律学科第一部第一年、第二年の「羅馬法」の第二年の刑法、第三年の法理学、第二部第二年の「羅馬法」を受け持っている。この年は、さらに第三部第一年、第二年の「羅馬法」を「ワイペルト」が受け持っているだけでなく、これと並行するかたちで独乙から帰国したばかりの宮崎博士が第三部第一年及び第二年に配当されている「古代羅馬法」の受持とされており、同じく第三部第一年配当の「ワイペルト」による「羅馬法」講義と並行して、宮崎博士による邦語講義も行われたという複雑な事情をうかがわせてくれる。²⁰

その一方で、一八九〇（明治二三）年になると、「明治二十三年に至り、……法典編纂の事業漸次進歩し、法典も逐次発布せられたれば、法律学科の授業は当然本邦法典を主とし、外国法は参考に資するに止むべきを以て同年九月法律学科及政治学科の科目に改正を加へ、法律学科を従来の如く三部に分けて組織する制を廃し、法律学科として毎年本邦法典其の他を授け、猶別に参考科として外国法を授くることとし、参考科を第一部第二部第三部と為せり。」²¹法典編纂事業の進展と共に、英法、仏法など外国法の授業が各部の参考科に位置づけられるようになり、相対的に比重が減じられていくのに対して、「羅馬法」は、「本邦法典」の講義と並んで、つねに中心的な科目としての位置を示し続けている。宮崎博士は、帰朝後、一八九四（明治二七）年に留学から帰国した戸水寛人博士が「羅馬法講座」担任となるまで、継続して「羅馬法」に関する講義を一貫して担当されてこられた。²²

二 宮崎博士の「羅馬法」講義

宮崎博士は、「比較法制史」の講義を担当される以前、先に見たように、一八九一（明治二四）年、一八九二（明治二五）年は「法制沿革、羅馬法並びに独乙法律史」の講義を担当されていた。このうち、「法制沿革」はのちの「法制史」ないし「日本法制史」に対応する科目と考えられるが、「羅馬法」と「独乙法律史」は、「比較法制史」と重なり合うところがある。当時の「羅馬法」講義の内容を伝える資料の²³一として、春木一郎博士²⁴による筆記ノートが京都大学法学部図書室に所蔵されている。春木博士は、一八九一（明治二四）年に帝国大学法科大学英法科に入学した第一年次に宮崎博士による「羅馬法」を受講した。書誌情報によると、「ROMAN LAW」というタイトル名で掲載され、別タイトルとして、「背表紙タイトル・宮崎先生東大羅馬法講義」とされている。注記として、「ペンにて書写したノートを製本したもの」「表紙裏に「東京帝國大學／法科大学明治廿四年／九月乃至同廿五年六月／（一週四時間）羅馬法／講義宮崎道三郎先生／法科大学英法一年生／春樹^{アキ}一郎筆記」と²⁵とされている。同資料は、本文最初の頁に「廿四年九月十四日」と記されている。末尾の頁には「明治廿五年六月九日終」と記されている。中間部分は、いくつかの区切りの日について日付が記載されており、これらを校合すると、月曜日と木曜日に二時間ずつ、合計週四時間の講義が行われたことが確認できる。分冊のノートが製本された間に綴じられた白紙部分に、次のような鉛筆書きが記されている。「明治廿四年乃至／廿五年乃講義／一週四時間／宮崎先生ハ精勤先生ノ一人トシテ譽ムベキモノニシテ缺勤全写筆中僅カニ一回ナリ又時間ノ開始モ他ノ先生ニ比スルニ早ク終ハ極メテ精確ニ時間通ナリ……」と。この春木博士のものと思われるメモ書きから、宮崎博士の講義が、一年を通じて休講は一度だけ、時間通り始まり終

わるというスタイルで貫かれていたことをうかがわせてくれる。

まず春木博士筆記による宮崎博士『羅馬法講義』の序にあたる部分を概観しておきたい。⁽²⁶⁾

「廿四年九月十四日」という日付から始まり、本文は、見開き右頁のみ一八頁と見開き一四頁に記載された全体で三〇頁ほどからなる。「Roman Lawの本論」に先だつて、講義の方針が語られる。「講義に種々の方法あり」として、「第一にR.I.「羅馬法、以下同じ」の沿革を申し、第二にR.I.の發達したる有様、Justinianの時のローマ法の概略を陳べん」と記され、全体が二部構成になることが予告される。本論では、前半冒頭に「羅馬法律沿革論」と標題が付けられているが、後半は「第二部」とのみ記されるだけで、特別な標題はなく、総則に始まり相続法に至るパンデクテン式編別によるローマ私法概説となっている。⁽²⁷⁾「今年はR.I.の時間多き故に詳細にせん」という言葉は、一八九一（明治二四）年は、前年までの週三時間から週四時間に変つた事情を示していると考えられるが、これに続いて「何故にHistoryに力を用ゆる事情を述べる」として、「法律の沿革を研究する必用」からローマ法を研究することの必用性が語られていく（春木筆記・一頁）。まずローマ法が「perfectなる」とされ、「R.I.の發達の模様の完美たる」ことは講義の中で次第に明らかにされることが予告される。「R.I.の發達の具備したるEuropeの学者が申す所では、Roman LawはGreeceのPhilosophyなり。Bothは古代に wonderful progressをなし、古代の双壁と謂ふべし」（春木筆記・二頁）として、ローマ法がギリシア哲学に匹敵する重要性をもつことが指摘される。

では、日本においてローマ法を研究することの意味はどのように考えられているか。このことは、「History」の問題と結びつけて語られてゆく。「何故此講義にHistoryに力を用ゆるか」（春木筆記・四頁）。「今日日本に於ては、Bolognaに於て盛んになつたと同じなり。」として、当時の日本に法学界の状況が、一二世紀にイタリアのボロー

ニヤで起こった法学の隆盛にたとえられているが、いかなる点が「同じ」とされるのか。「其同じ所以は」²⁸なる静止の State に注目」する点にある。日本の法を研究し、独、仏、英、ヨーロッパの法を研究するにしても、関心は「現今の」法に限られており、「少数が Historically に研究するにとどまっいる。フランスにおいては古代の沿革を研究する人はない。近世には法を「歴史的に」研究することが盛んであつた時期もあつたが、その後は「歴史的を好まず」、法の沿革を研究する人はなく、ときに「うかつなり」と悪口をたたかれるほどである。まさにこのようなことが「日本の一新以来の社会の風習」となっており、「沿革を聞いて之を厭ふ」という当時の日本における法学の状況への懸念が語られる。「是れ深く考えざるの結果なり。然し学問上に於ては大欠点なり」(春木筆記・四―五頁)と記される。

こうした当時の日本の法学研究の風潮に対する宮崎博士の懸念は、ほぼ同じ時期にあたる一八九(明治二四)年五月に行われた講演にも現れている。²⁸その当時の法学研究の状況を、宮崎博士がどのように見ていたかを知る上で参考になる。

「日本に於いては、近来法学と申すものが実に盛大になりました、法律を教授する所の学校も沢山あれば、法学の法学をする書生の数も沢山あり、法学者と云へば、世間の需要も多くて、他の学者よりは、割合に好地位を得らる、¹であり、又書籍も著述や翻訳や雑誌や法律に關係あるものが夥しく、又諸学校にて教授する法律の科目も二三年前までは、西洋の法律が多かつたが、今日は諸法典を始め、盛に日本の法律を研究する¹になつた。」「今日日本に於て法学と云ふものが此の如く盛大になり、独り日本の法律のみならず、海外の法律までも研究する¹になりましたは、学問上実に結構な¹であります、今日日本の法学が此の如く進歩したるに拘らず、世人の研究に怠つて居りまする

は、法律の沿革であります、是れは実に嘆息すべき一であると考えます。⁽²⁹⁾」

当時の欧洲においても法理の沿革に関心を有する学者として、メインの名前が挙げられているが、当時の比較法理学そのものについて、講義では簡単に触れられるにとどまる。一般向け講演の方ではこの点について、当時の状況を的確に紹介している。「法理学の面目を一新せんとする勢力がありますが、此の比較法律学と云ふものにして、益々盛大に至らば、亦世界の文明史上に一大影響を及ぼして来るで有うと思はれる。」⁽³⁰⁾として、その成果を将来に委ねられている。この当時の比較法理学ないし比較法学研究の動向について、宮崎博士は『比較法制史』の冒頭でも若干言及されるところであるが、ローマ法講義として対象が限定されていることもり、必ずしも積極的な関心は示されていないようにも見える。⁽³¹⁾むしろ宮崎博士においては日本法制史と外国法研究との架橋のため工夫が『比較法制史』⁽³²⁾はもとより羅馬法筆記録の随所に見受けられる。また筆記録には「ワイペル」⁽³⁴⁾「ト」⁽³⁵⁾「ルードルフ」⁽³⁵⁾の名前が挙げられ、外国人教師として来日した彼らが「日本の制度沿革」を勉強していたことに言及されている（春木筆記・五頁）。

ポローニヤの法学派は、ユスティニアヌス法典を「完美なる」ものとして、歴史的に研究することがなかった。「此法学者は時代の変遷について何の差異も知らず」、彼らはローマ法を「万古不易」「天下普通の法」と考えていた（春木筆記・六一七頁）。しかし、法律は国土時代などによって異なるのであるから、「羅馬法とても後世や他国には、其儘行るべきものでない」⁽³⁶⁾ことを知るがことが肝要であるとされる。「此の如き有様故法律は place と time に差異ある道理は見易き様にても見易からず」（春木筆記・八頁）、と。以下「序」においては、この「place と time」「国土と時代」、「場所と時」という言葉がキーワードのように繰り返されいる。法律は場所と時代に応じてさまざまに変化するものであるとされ、法律が「万古不易」でない所以を、法と地理の関係、法と商業の関係について「一一の fact」

を挙げて例示される。

まず法と地理との関係について。宮崎博士は、羅馬建国にまつわる二つの種族、ラテン人とサビニ人の地理的な関係を取り上げている。このテーマは、『羅馬法講義』では、本論における公法と私法の峻別の問題と結びつけられている。『比較法制史』のローマ法制史の冒頭でも、ラテン人とサビニ人の関係について詳細に触れられており、博士にとつてローマ法の起源を論じるための重要な論点の一つであった。公法と私法の峻別という西洋法の基本概念の起源は、ローマがこの二つの種族の共同によつて成立したことに由来するとされる。別表にも示したように、『ローマ法講義』本論「第一期 第一章 羅馬の建国」は、「第一節 Aryan 人種の移住及び其社会の有様 第二節 以太利亜太古の住民 第三節 Latin 部属及 Sabini 部属 第四節 Latin 人種及び Sabini 人種の合併」とラテン人とサビニ人の関係に大きな比重が置かれている。これを受けて、「第二章 羅馬太初的法律」では、第一節 公法 第二節 私法 第三節 Latin 法系の法則 Sabini 法系の法則の調和」として、公法と私法の峻別は、ローマが「私法的な」サビニ人と、「公法的な」ラテン人との合併によつて、ローマの起源に初めから組み込まれていたというのである。以下、この部分を要約してみると、次のようなことになる。本来アリア民族から出たこの二つの民族がイタリア半島に定住した場所の地理的な差異がそれぞれの民族の個性を作り出した。低地に定住したラテン人は身を守るために城壁を作り、その中で共同生活を営む中で次第に「団結の觀念」を生み出し、「公法的な」民族となり、急峻な山間部に定住したサビニ人は団結よりも個としての家族的関係を営んだ結果「私法的な」民族となった、とされている。もとより公法・私法峻別の起源をこうした考える妥当性についての評価はともかくとして、これが「時代」と「場所」によつて法が変遷するという事例として取り上げられている。ラテン人とサビニ人という共通の祖をもつ二つの

民族が「何故にItalyに入り其発達を異にせんと云ふに地理の差異によつてなり」とされる（春木筆記・八―九頁）。ローマ法が後世に与えた影響という点で重要なのは「財権」つまり財産権に関わる領域である。「種々の理由」の一つは、「都府のあつたる地勢」であり、地中海を通じて商業が盛んになり、ローマの都府は船舶の便があり、商人の往来も盛んとなり、そのために「商業取引を律する法律が必用」となり、「財産的の法律学」が発達した。ローマが地理的に占めた位置によつて法の特徴が生み出されたとされる（春木筆記・九―一〇頁）。古代日本で隋唐の法律が伝来して律令なるものが生じたのも、日本と中国との距離の近さにあつた（春木筆記・二二―二三頁）。

ローマ法が欧洲諸国に影響を及ぼしたことについても、すべての国が一樣であつたわけではなく、国、地方によつてローマ法の影響に深淺があつた。例えば、フランス南部と北部へのローマ法の影響の度合いの差が生じた一つの原因は、ローマとの距離の遠近という地理的な理由にあり、近時日本に西洋の法律が伝来したのも、船が「地理上の距離が縮めた」からである（春木筆記・一〇―一一頁）。日本の国の形が、南北に短く東西に長く、山もあり川もあり、紀貫之が土佐から京都へ行くのに五〇日を要したが、今日では一日の行程である。古代においては道も悪く、宿もなく、旅行は困難であつた。交通不便が中央集権という立派な制度を行うことを困難にした原因であつた。律令ができ、中央集権の制により、「按察使」、「鎮撫使」を遣わして「盜賊を捕縛」するようになったが、当時地方を中央政府より監督することは困難であつたのも、「日本の地理に依ること」であり、「法律の実施上地理大關係あり」とされる（春木筆記・一一―一三頁）。日本古代における律令制、中央集権制の限界について、諸種の例を示しながら、西洋法との比較がさまざまに展開される。

宮崎博士によれば、法律は、「物理法の如きものでなく、時代を追つて転々変遷し易きものである。」「今日の法律

とても、許多の変遷を経て始めて然るものである、さすれば、法律を研究するには、一代の法律に注目して、専ら法律の静止せる景状、即ち静状を観察する事も出来れば、又古来の法律を通覧して、専ら法律の活動せる景状、即ち動態を観察する事もできるのである。³⁸とされる。『羅馬法』「序」でも「静状」と「動態」という見方は、『比較法制史』序論に示される、「内的歴史」「外的歴史」をめぐる比較法制史方法論の考え方も結びついており、³⁹歴史認識における通時性と共時性の問題を先取りしたものとなっている。

三 「羅馬法律沿革論」——「羅馬法制史」との関係において——

次に、『羅馬法』と『比較法制史』はどのような関係にあるかについて検討する。『比較法制史』は前半の「羅馬法制史」と後半の「独逸法制史」の二部構成となっている。基本的には『羅馬法』本論前半の「羅馬法律沿革論」と『独逸法律史』⁴⁰とを組み合わせたものと考えられるが、もちろん細部にはさまざまな違いが認められる。ここでは『羅馬法』前半の「羅馬法律沿革論」と『比較法制史』「羅馬法制史」の中から、「十二銅律」と「私法概説」に関する箇所についての対照を試みるにとどめたい。

別表として『羅馬法』と『比較法制史』の構成の対照表を記した。春木博士筆記の『羅馬法』には目次が附せられていない。両者の全体構成は、基本的に一致していると考えてよい。「羅馬法律沿革論」では、時代区分として「第一期」「第二期」「第三期」が採用され、「第一章」から「第三十四章」までの、連続した章がそれぞれの期に配列されている。「羅馬法制史」では、「第一期」「第二期」「第三期」が「第一章 王政時代の法制の有様」「第二章 共和

制時代に於ける法制の沿革」第三章 帝政時代の法制の沿革」とされ、『羅馬法』「羅馬法律沿革論」の各章が、節として再編成されている。これは後半の「独逸法制史」の構成とも合わせるための工夫であるとも考えられる。因みに『羅馬法』第二部の私法概説は、「第一巻 総則」「第二巻 財産権 第一篇 物権 第二篇 人権」「第三巻 家族法」「第四巻 相続法」というパンデクテン方式にならった「巻」のもとに、章以下の項目から編成されている。

まず「十二銅律」にかかわる部分を見てみると、「羅馬法律沿革論」第二期の「第九章」から「第十一章」は以下のように構成されている。「第九章 十二銅律 Twelve Tables 第一節 法律改正及び成文法の必用 第二節 十二銅律制定の手續 第三節 十二銅律の法源 第四節 十二銅律の要略 第一款 十二銅律の順序 第二款 十二銅律の規定 第三款「記載なし」 第四款「記載なし」 第五款 十二銅律の体裁 第六款 十二銅律の「価値」 第七款 十二銅律の散逸 第十章 法律解釈術の発達 第一節 十二銅律解釈の必用 第二節 十二銅律の解釈法 第十一章 十二銅律及び *patrici* と *plebes* を調和せんが為めに行なひたる法律上の改良」として、「十二銅律」に関してかなり詳細に論じられていることがうかがえる。このうち、「第三款」「第四款」項目名は本文中にとくに記載がなく、不明である。

『比較法制史』中の「羅馬法制史」では「第二章 共和制時代に於ける法制の沿革 第一節 Italy 諸国征服前の有様 第一款 十二銅律制定前の概況 第二款 十二銅律 第三款 十二銅律后に於ける法制の沿革」として、項目の編成としては簡潔な形に改められているが、詳細な内容は「十二銅律」に向けられた宮崎博士の関心の高さを物語っている。「十二銅律」は「文面は極めて簡単」であるが、後世の学者には「良く出来実に賞すべきものなる」、「ローマの未開の時なれば自ら野蛮時代の有様を有しローマの後世の法律と異なれども明文法としては古きものなるを以て

貴重なる材料にして法律の初めて発生せし時は如何なりしやを見るに参考たるへし。況んやローマ法は後世にては實際異なるれども12 tablesの解釈を加へ作りしものなり。」として「十二銅律」を研究する意義が展開されている。穂積陳重博士の『羅馬法講義』においても「十二銅律」が大きな比重を占めていたことは以前に検討したことがある。⁽⁴¹⁾ 穂積博士と宮崎博士がともに「十二銅律」に大きな関心を有していたことは注目される点である。宮崎博士にあつては、「古きものなるを以て貴重なる材料にして法律の初めて発生せし時は如何なりしやを見るに参考たるべし」という言葉に示されるように、法律沿革の原点として位置づけられている。穂積博士の『羅馬法講義』の「十二銅律」論が、主にOrtolanに依拠していたのに対して、宮崎博士は、当時刊行されたばかりのブルンス『古代ローマ法史料集』⁽⁴²⁾ Bruns, Fontes juris Romani antiquiによる再構成に依拠しつつ、各表の詳細な検討を試みている。二〇年後末松謙澄による「十二表法全文訳注」は『ウルピアヌス羅馬法範』改訂増補第三版の附録第二として収録されているが、その際にも宮崎博士が大きな貢献を果たしたことがその序文に記されている。⁽⁴³⁾

『羅馬法講義』では、「第十五章」として、共和政期の私法についてその概況が語られている。「第十五章 私法の概況 第一節 私法の概況 第二節 人格法 権利主体 第一款 cives 及び peregrini 第二款 paterfamilias 及び filiusfamilias 第三款 liberi 及び servi 自由人と奴隸 第三節 財産法 第一款 物の種類 第二款 所有権 第三款 jura in re aliena 第四款 合意より生ずる債権 第五款 不法行為より生ずる債権 第六款 義務の譲渡 第四節 相続法 第五節 結論」。この部分は、『比較法制史』『羅馬法制史』では「第二章 共和制時代に於ける法の沿革 第二節 Italy半島を征服したる后 Punic戦争前の有様」の中に「第四款」として「私法の有様」にあたる。後者では、前者に見られる節以下の項目編成は採用されていないが、全体の構成自体は維持されていると考えら

れる。

以下、「第十六章 Punic 戦争後に於けるローマの海外交際及び法律上に及ぼせる影響」は、「第一節 Punic Wars 第二節 praetor peregrinus の改良 第三節 jus gentium」として、ポエニ戦争以後のローマ法制の発展、外国人掛法務官の改良、万民法の問題が扱われる。「第十七章 per formulam agere 第一節 Lex Aebutia 第二節 差図書の体裁」はローマにおける方式書訴訟の展開が扱われる。とくに「第二節 差図書の体裁」では方式書の構造が詳細に分析されている。「第十八章 法律学の発達」「第十九章 praetoris edictum 及び jus praetorium」は、法務官告示法、所謂名誉法の論点を取り上げられているが、「羅馬法制史」では「第二章 第四節 Punic war 後の有様」の中に六つの款としてまとめられている。「第二十章 以太利亜の地方制度」「第二十一章 provincial, Italy 外の地方制度」はイタリア内外の地方制度、属州の問題が取り上げられ、「第二十二章 Rome の共和政治の衰微 decline of Roman republic」で共和政期が締めくくられる。

「第三期」の「第二十三章 羅馬帝政の創定」以下「第二十四章 Justinian 帝の法典編纂」までは、「羅馬法制史」の「第三章」の構成とほぼ一致したものとなっている。

「第二部」の私法概論の部分、『独逸法律史』と『比較法制史』「第二部 独逸法制史」との関係については、稿をあらためて検討することにした。

「序」末尾に「羅馬法」講義の参考文献の一覧が掲載されている。全体は(1) (3)に分けられ、英語、フランス語、ドイツ語の文献が列挙されている。(1)の英語文献としては、例えばシエルドン・エイモス(Sheldon Amos, 1835-1886)の『ローマ市民法の歴史と原理』The history and principles of the civil law of Rome: an aid to the study

of scientific and comparative jurisprudence が挙げられている。エイモスはイギリスの法律家で、University College of London の法理学教授などを務めた。日本でも当時『法律新論』〔阿摩斯(アモース)著〕村上要信、柴田正興譯述・博聞本社・一八七六年など、数冊の翻訳が刊行されていた。本書はメイン(Henry James Sumner Maine, 1822-1888)に献げられており、英米における当時のローマ法研究の再生がヘンリー・メインの功績に負うところが大きかったことを示す、次のような献辞が表紙裏に記されている。「ヘンリー・メイン卿に捧ぐ、卿の歴史的論稿と歴史的方法の普段の唱導によりローマ法は英国において陥っていた無視から救い出され、ヨーロッパと親縁関係にあるすべての法体系との関係が永遠に確立された。」と。一九世紀における英米圏におけるローマ法研究の再生という当時ほぼ同時進行していた時代を象徴する著作である。そのほかに、ハンター Hunter⁽⁴⁴⁾、マッケンジー Mackenzie⁽⁴⁵⁾、サンダース Sanders⁽⁴⁶⁾の名前が挙げられている。いずれも当時の日本において、周知されていた作品ということになる。

(2) のフランス語文献は、オルトラン (Joseph Louis Elzéar Ortolan, 1802-1873) の『ユステイニアヌス法学提要の歴史的解説』Explication historique des Instituts de l'empereur Justinien が挙げられている。オルトランは、一八三六年からパリ大学で比較刑法の教授を務めた人物で、日本でも、井上正一訳『仏国刑法原論』⁽⁴⁷⁾で知られる「ナルオン」であり、本書は、一八二八年の初版以来、多くの版を重ねてきた。そのほかに、Maynz⁽⁴⁸⁾、Van Weter⁽⁴⁹⁾が挙げられているが、前者はドイツ出身でベルギーに亡命してその地で研究生生活を送った学者であり、後者もベルギーの出身であり、フランス本国で出版された文献でないことが注目されよう。

(3) のドイツ語文献では、プフタ (Georg Friedrich Puchta, 1798-1846)⁽⁵⁰⁾、ヴァルター (Ferdinand Walter, 1794-1879)⁽⁵¹⁾、クンツェ (Johannes Emil Kuntze, 1824-1894)⁽⁵²⁾、エスマルヒ (Karl Bernhard Hieronymus Esmarch, 1824-1887)⁽⁵³⁾、ゴットホルド

Julius Rudolph Sohm, 1841-1917)⁽⁵⁴⁾、ツィフラルシュ (Karl Ritter von Czychlarz, 1833-1914)⁽⁵⁵⁾、カルローヴァ (Carl Franz Otto Karlowa, 1836-1904)⁽⁵⁶⁾ が挙げられている。このうち、ゾーム、カルローヴァについては、宮崎博士はそれぞれ、ハイデルベルク、ライプツィヒにおいて受講した体験を有している⁽⁵⁷⁾。『羅馬法』第二篇の羅馬私法概説の構成は、ゾームの概説書が一定の役割を果たしていると考えられる。実際の講義の組み立てにこれらの参考文献がどのように用いられているかも今後の課題として残る。

小結―法律の沿革を研究する意義―

以上は、宮崎博士の『羅馬法講義』「羅馬法律沿革論」とのちの『比較法制史』「羅馬法制史」の対照の作業にとどまる。いずれも羅馬国初からユスティニアヌス帝による法典編纂に至るまでの概説であるが、とくに「十二銅律」に関する箇所などに博士の法律沿革論の構想の具体的な事例を見ることが出来るように思われる。「十二銅律」は法律がそこから流れ出す「公法と私法の泉」であったことはまさに宮崎博士の「羅馬法律沿革論」の中で大きな意味を占めている。そこで、博士が法律沿革論の構想とはいかなるものであったか、講義筆記録の意味と限界を含めて、簡単にまとめることで本稿のと結びとしたい。

宮崎博士によれば、法律の沿革を研究することは、現今の法則の基づくところが知られることである。法律は時代を追って、転々変遷するものであり、現今の法律も、時間と変遷を繰り返して、今日の有様になった。日本において「権利」「義務」などの法律語の意義を知ることも含めて、現今の法律を十分理解するには、法律の沿革を研究しな

ればならない。

法律の沿革を研究することによって、「法律の出来る原因」「此の国の法律は何故に斯あるか、又此の時代の法律は何故に斯くあるか」ということが理解される。『羅馬法講義』「序」でも、「原因」と「結果」と「effect」という言葉が繰り返し頻出する。法律が「場所」と「時代」により差異があるのは、それぞれに「原因」があるのであり、偶然のことではない「序」の中でも、「原因」が「地理」「商業」など、東西さまざまな具体的な比較事例を挙げながら変奏曲のように説明されていく。法律と地理との関係も一見すると関係が薄いように思われるが、しかし宮崎博士には、両者は「至大なるの關係」⁵⁸にある。「人智」と「法律」の關係というモチーフもまたそうである。『羅馬法講義』「序」のところで、この關係をめぐって、古代日本における貨幣の鑄造をめぐる例が示されている。筆記錄のこともあり、必ずしも記述に正確でないところもあるように思われるので、同じテーマを取り上げている「法制沿革ノ研究ニ就テ」によりながら少し敷衍してみると、宮崎博士の構想が今少し具体的に浮かび上がってくる。博士の事例は具体的な資料に裏打ちされたものであることがこの場合にもうかがえる。和銅の頃、鑄造が始まり、その使用が奨励されたが、当時の人々は、錢を用いたり蓄えたりすることがなかつたので、蓄錢を奨励のためにを、位を与えるという法律ができた。その後、桓武清和の時代になって今度は逆の蓄えることを禁じる法律が出された。博士の言葉を借りると、「何と人智の差異によりて、法令も黑白殊なるものが出来ることではありませんか」⁶⁰ということである。時代、場所によって法律は変転する。「人智」という「原因」の変化によって、法律が正反對のことが「結果」することにもなる。宮崎博士によれば、法律は、そのみならず、「氣候」「人種」「言語」「學術」「宗教」「財産」など「諸般の事物と關係を有する」ものである。外国の法律を研究するには、「其法律の出来た所以を研究せ

なければならぬ、若し然らずして、唯外国法律を形式的に研究するのみでは、大なる間違を生ずることである」。法律沿革を研究することはまさにその間違いを避けることである。講義筆記録は、講義者の肉声を伝えられるものであるが、講義録だけでは、講義それ自体のすべてが明らかにできるわけではない。しかし草創期の「羅馬法」の講義が具体的にどのようなようになされたのか、春木博士による宮崎博士『羅馬法講義』筆記録はそれを探求するために大きな手掛かりを残してくれている。

- (1) 宮崎道三郎博士の事績については、中田薫「宮崎道三郎先生小傳」(中田薫編『宮崎先生法制史論集』(岩波書店、一九二九(昭和四)年所収。石井良助「日本法制史研究の発達」『東京帝国大学学術大観 法学部 経済学部』一九四二年、二七七―二九三頁、とくに二八〇―二八二頁。「日本法制史学八十八年―東京大学における」『国家学会雑誌』第八一卷第一・二号(一九六八年)、一〇九―一三七頁所収、宮崎博士についてはとくに、一一一―一一四頁を参照。同『大化改新と鎌倉幕府の成立』創文社・一九七二年、三二七―三五九頁に収録、とくに三三〇―三三三頁を参照。瀧川政次郎「明治以後に於ける法制史学の発達」『日本法制史研究』有斐閣・一九四一年、宮崎博士関係：六二八―六三〇頁。なお、宮崎博士の東京大学在学中の答案内容についての言及がなされている、六二三―六二四頁。武藤和夫「法制史学の開拓者 宮崎道三郎先生」『法経』第3号(三重大学法経学会、一九五四年)二―八頁。本文献については、『日本人物文献目録』平凡社・一九七四年、項目「宮崎道三郎」も参照。宮崎博士の略歴・著作目録については、吉原丈司・吉原達也編『宮崎道三郎博士略年譜・著作目録(八訂稿)』<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/miyazaki001.pdf>を参照されたい(随時更新中)。
- (2) 石井良助・前掲「日本法制史研究の発達」二八〇頁。
- (3) 宮崎道三郎講述『比較法制史』上下、日本大学所蔵本、刊行年代は不明。同資料は、上巻の羅馬法制史と下巻の独乙法制史の二分冊からなる。第一分冊は、目次五丁、本文八一丁からなり、目次は、第一部、第二部を通観できる内容となっている。

「比較法制史目次／緒言／第一章 比較法制史の範囲／第二章 法制史編纂の来歴／第三章 法制史編纂の方法／第二部 羅馬法制史 第一章 羅馬法制史に対する緒言／第一条 羅馬法制史編纂の沿革／第二条 羅馬法律の参考書／本論／第一章 王政時代の法制の有様／第二章 共和政時代に於ける法制の沿革／第三章 帝政時代の法制の沿革」『第二部 独乙法制史／緒言／第一条 独乙法制史の来歴 第二条 参考書／本論／第一章 Germanische Zeit の法制沿革／第二章 Fränkische Zeit／第三章 中古紀／第四章 近世』。第二分冊は、「第二部 独乙法制史」のみの目次三丁と本文八四丁からなっている。なお、本資料の引用にあたっては、読みやすさを考慮して、平仮名おくりとして、原則として新字体に改め、濁点、句読点を補っている。同資料第一冊の翻刻として、吉原達也編「宮崎道三郎博士講述『比較法制史』緒論及び第一部 羅馬法制史」『日本法学』第八四巻四号（二〇一九年三月）三〇三頁（以下『比較法制史 上』として引用）。第二冊の翻刻として、吉原達也編「宮崎道三郎博士講述『比較法制史』 第二部 独逸法制史」『日本法学』第八五巻一号（二〇一九年）一頁所収。なお撰南大学所蔵本は、冒頭に「教授法学博士 宮崎道三郎口授 比較法制史 完 於東京法科大学 乃卅四年九月至卅五年五月」と手書されており、明治三四年乃至三五年にかけて筆記録であることが知られる。

(4) 宮崎博士の『比較法制史』について、差しあたり、吉原達也「宮崎道三郎博士の講述『比較法制史』について」『日本法学』第八四巻三号（二〇一八年）四二三頁以下を参照。

(5) 吉原達也「穂積陳重のローマ法講義について」『日本法学』第八十四巻一号（二〇一八年）一頁。ローマ法講義の変遷については、とくに、三七頁注二四を参照されたい。

(6) 『東京帝国大学五十年史 上冊』一一一七―一一四八頁を参照。岩野英夫「わが国における法史学の歩み（1873-1945）：法制史関連科目担任者の変遷」『同志社大学法学』第三九巻第一・二号（一九八七年）、一二五―一二二頁。

〈<https://doors.doshisha.ac.jp/duar/repository/ir/11524/Kj00000658370.pdf>〉

(7) 宮崎博士のドイツ留学時代の事績については、柏村哲博「設立者総代宮崎道三郎の生涯」『日本大学史紀要』創刊号二（一九九五年）一―一八頁、とくに四―九頁。宮崎誠・柏村哲博「宮崎道三郎のドイツ留学について」『日本大学史紀要』第五号（一九九八年）一五一―一七二頁、宮崎誠「宮崎道三郎のドイツ留学について（補遺）」『日本大学史紀要』第六号

(二九九九年) 一三二—一四六頁。このうち、「補遺」は、現地調査に基づくライプツィヒ、ゲッチンゲン大学における宮崎博士の学籍簿や住所記録などの貴重な報告記録となっている。

(8) 岩野・前掲・二六八頁注三九。『法学協会雑誌』第五六号(明治二十一年一月二〇日刊) 四一〇頁。

(9) 『中央大学史資料集』第3集 資料番号二五一「法科大学教員受持学科表(明治二十一年九月—明治二十二年七月)」
<https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2018/10/shiryoshu00030251.pdf?1559445055925>

(10) 岩野・前掲・二三八頁(明治二十二年の項)。

(11) ヴァイペルトについて、吉原達也「穂積陳重のローマ法講義」『日本法学』八四卷一号四頁、三九頁注二六、二七を参照。
ヴァイペルトの「羅馬法」講義の一端を窺えるものに、ワイペルト「羅馬法及法典編纂論」『法学協会雑誌』第五卷通号四一
号(一八八七(明治二〇)年) 一七一—四一頁がある。「法科大学教師独乙法律博士 ワイペルト氏演述、法科大学助教 法学士 植村俊平通訳」とある。

(12) 『帝国大学五十年史 上冊』一一四五頁。「是の年五月を以て独逸人カール・ラートゲン、八月を以て独乙人ハインリッヒ・ワイペルト何れも満期解職となり、云々」。岩野・前掲・二三八頁(明治二十三年の項)を参照。

(13) 藤野奈津子「岡松参太郎とローマ法研究—『岡松参太郎文書』の草稿からみえてくるもの—」『千葉商大論叢』第四八卷
二号(二〇一一年)、五七頁以下、岡松博士と、宮崎博士のローマ法講義との関係について、とくに六四頁以下を参照。岡松
博士によるローマ法講義(明治二四(一八九一年) 受講ノートは岡松参太郎文書マイクロフィルム版・早稲田大学図書館・同
東アジア法研究所編(雄松堂)に収録されている。

(14) 岩野・前掲・二六八頁注四二。『帝国大学一覽 従明治二十三年至二十四年』(明治三十三年二月出版) 七〇頁を参照。

(15) 『東京大学百年史・部局史一』一九八六年、六八頁。この年宮崎博士が羅馬法講座を担当した経緯について、三上参次
『明治時代の歴史学界 三上参次懷旧談』吉川弘文館・一九九二(平成三)年、一五一頁。藤田大誠「近代国学と日本法制史」
『國學院大學紀要』第五〇卷(二〇一二年)一〇五—一二二頁。

(16) 前掲『東京大学百年史・部局史一』七三頁。

宮崎道二郎博士の羅馬法講義について(吉原)

- (17) 『中央大学史資料集』第三集「東京大学所蔵 中央大学関係史料」資料番号二一八「法科大学教員受持学科表」(明治二十年九月—明治二十一年七月) <https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2018/10/shiryoshu00030218.pdf?1559445055924>
- (18) 『同』資料番号二一九「法科大学教授穂積陳重申報」(明治二十年九月—明治二十一年七月) <https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2018/10/shiryoshu00030219.pdf?1559445055924>
- (19) 同資料番号二五一「法科大学教員受持学科表」(明治二十一年九月—明治二十二年七月) <https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2018/10/shiryoshu00030251.pdf?1559445055925>
- (20) 『中央大学史資料集』第二集資料番号二五二「法科大学教授穂積陳重申報」(明治二十一年九月—明治二十二年七月) <https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2018/10/shiryoshu00030252.pdf?1559445055925>「羅馬法、英刑法、法理学教授穂積陳重申報」明治廿一年九月ヨリ一学年予カ受持タル法律学科第一部第一年第二年及第二部第二年ニハ羅馬法を……其教授時間ハ每週羅馬法ハ三時間……ナリ」。
- (21) 前掲『東京帝国大学五十年史』一一二四頁。
- (22) 一九〇五(明治三八)年八月、戸水事件の際に、休職の戸水寛人博士の羅馬法講座の後任として、宮崎博士が内定していたことが伝えられる。『読売新聞』一九〇五(明治三八)年八月二十日朝刊一〇一四三号、二頁。
- (23) 藤野奈津子「岡松参太郎とローマ法研究——岡松参太郎文書」の草稿からみえてくるもの——『千葉商大論叢』第四八巻第二号(二〇一一年)、五七—八四頁。 <https://ci.nii.ac.jp/els/contents110008439074.pdf?1559445055925> ART0009680816
- (24) 春木一郎博士については、吉原丈司・吉原達也編「春木一郎博士略年譜・著作目録」 <https://home.hiroshima-u.ac.jp/~tatyoshi/haruki001.pdf> を参照されたい。一八七〇—一九四四年、一八九一(明治二四)年に帝国大学法科大学入学、同年の宮崎博士による「羅馬法」講義を聴講し、その際の筆記録であると考えられる。一八九四(明治二七年)七月に大学を卒業、留学を経て、一九〇一(明治三四)年に京都帝国大学教授、一九一〇(明治四三年)に東京帝国大学教授として、羅馬法講座を担当した。
- (25) 本筆記録については、藤野奈津子教授から多くの有益なご教示を賜った。京都大学法学部図書室所蔵『Roman Law 宮崎

先生東大羅馬法講義』春木一郎筆記は、製本された形状をなしている。表紙にあたる頁に、ペン字で「ROMAN LAW」とタ
イトルが大文字で記され、その下に「I will take the opportunity of breathing the invigorating the air of the early Roman
Republic『Decline and Fall of Gibbon』という、ギボン『ローマ帝国衰亡史』第四章「ローマ法学の成立」冒頭に近い一節
と思われる文章が引用されている。 Cf. Edward Gibbon, The History of the Decline and Fall of the Roman Empire, vol.V,
1821, p.318. 引用は少しアレレンジが加えられているようで、原文では「I shall embrace the occasion to breathe the pure and
invigorating air of the republic.」の機会を捕らえて私は共和国時代の清純で爽快な空気を吸うことから始めよう」(ギボン・
中野好之訳『ローマ帝国衰亡史』第七卷・筑摩書房、筑摩文庫版・一九九六年、三五四頁を参照)。また表紙左下に、「法学博
士春木一郎旧蔵 愛久澤直紀寄贈」と記された青色のゴム印が捺されている。この印は、同じく法学部図書室に収蔵されてい
る春木博士筆記の宮崎博士『獨逸法律史』にも捺されている。書誌には「獨逸法律史／宮崎『道三郎』講義「春木一郎筆記」、
書き題簽の書名として別タイトル「宮崎先生帝大講義／獨逸法律史」とされ、和装本の一五二丁の墨書きで、「巻尾に「明治
廿七年二月十五日木曜日午前十時了」との墨書あり」とされている。この「獨逸法律史」の講義がいつの年次の筆記録である
かは確認できない。この年の七月に卒業する春木博士がこの時期に宮崎博士の「獨逸法律史」の筆記録を残した経緯は必ずし
も明らかではないが、明治二六年秋からの比較法制史の一環として「獨逸法律史」が講じられた記録である可能性は残る。愛
久澤直紀氏による春木博士旧蔵書寄贈の事情を知る手がかりが、春木博士から田中秀央博士に宛てた一九四〇年八月二八日書簡
に窺える。菅原憲二・飯塚一幸・西山伸偏『田中秀央 近代西洋学の黎明―『憶い出の記』を中心に』京都大学学術出版会・
二〇〇五年、三二〇頁所収。「封筒表」「京都市左京区／北白川上池田町一／田中秀央殿」「封筒裏」「春木一郎／八月廿八日
／東京西片七」「拜啓仕候、残暑之折カラ高堂御一統様益御機嫌克奉慶賀候、此度ハ時下見舞之御葉書ヲ給ハリ有り難ク御厚
礼申上候、御蔭ヲ以テ一同別段ノ異状モ御座無ク消光罷在候ニ付キ御放心ヲ乞上奉ル／先頃貴文科英文科在学ノ愛久沢直紀君
ヨリ貴大学ニ寄贈ニ相成リタル書籍ハ、同君ノ嚴祖父直哉氏ガ小生ニ対スル厚キ友情ニ因リ非常ニ高キ価ニテ買取ラレタルモ
ノト存セラレ候、本件ニ付テハ始終山田乙三博士ノ心配ヲ恭ナクシタル次第第二御座候、因ニ記シ候ガ愛久沢直哉氏ハ明治廿七
年東大政治科ノ卒業生(小生ト同年ノ卒業)ニシテ、事業方面ニ没頭シ遂ニ一大事業家トシテ本月十七日遠逝セラレタリ、氏

ハ実ニ明治年代立志篇中ノ人ト存ジ候御一統様ニ宜シク御伝言被下度候ノ又御序ニ田中周友教授ニ宜シク、敬具ノ八月廿八日ノ田中博士侍史。」なお、翻刻文中「山田乙三」は「山田正三」の誤植かと思われる。山田正三 (1882～1949) : <<https://kensaku.kual.archives.kyoto-u.ac.jp/rireki/>> <<https://kensaku.kual.archives.kyoto-u.ac.jp/rireki/?c=detail&id=000969>>

(26) 春木博士の筆記録は、頁が附されていないので、本文が始まる頁を一頁目として、以下文字記載のある頁に暫定的な頁数をあてて引用を示すこととする。あくまでも仮の数字であることをご了承ください。

(27) 藤野奈津子教授による報告「明治前期における西洋法史学の成立過程―宮崎道三郎『羅馬法講義』ノートを中心に―」(法制史学会東京部会第二七四回例会「テーマ：日本における法史研究の歴史」(二〇一九年四月一三日、於東京大学東洋文化研究所大会議室) は同資料についての本格的な研究報告であり、とくに第二篇について詳細な分析を試みられている。

(28) 宮崎道三郎「法律沿革ノ研究ニ就テ」明治二十四年五月三日大学通俗講談会ニ於テ『東洋学藝雑誌』八卷一七号二六九―二八一頁。大学通俗講談会及び『東洋学藝雑誌』については、『東京帝国大学百年史 通史篇2』東京大学出版会・一九八五年、一五四頁、とくに一五八頁以下を参照。一五九頁所載の第一表に明治二十四年の大学通俗講談会演題の一覧が掲げられている。

(29) 宮崎・前掲『東洋学藝雑誌』第八卷一一七号二六九―二七〇頁。

(30) 前掲・二七二―二七三頁。

(31) 宮崎・前掲『比較法制史 上』一丁以下、『日本法学』第八四卷四号三〇八―三〇九頁。

(32) 吉原・前掲「宮崎道三郎博士の比較法制史について」『日本法学』第八四卷三号四二八頁以下を参照。

(33) 宮崎・前掲『比較法制史 下』六六丁以下、『日本法学』第八五卷一号七二頁以下を参照。

(34) ヴァイペルトは、ドイツの比較法学者コーラーなども関係があり、日本やアジアに関するレポートや翻訳を行っていた。石部雅亮「穂積陳重と比較法学」『比較法学の課題と展望』(滝沢正編集代表・大木雅夫先生古稀記念) 信山社・二〇〇二(平成一四)年、一〇七頁、とくに一二二頁を参照。

(35) 吉原・前掲『日本法学』第八四卷一号三三三頁注一四、一五。小柳春一郎「裁判所更生法原案起草者オットー・ルードルフ

について」『日本立法資料全集 94 裁判所構成法』信山社・二九七頁以下。

- (36) 宮崎・前掲『東洋学藝雑誌』第八卷一一七号二七一頁。
- (37) 宮崎『比較法制史 上』・一五丁以下、『日本法学』八四卷四号三二二頁以下「第一章 王政時代の法制の有様 第一節 羅馬の建国」はラテン人とサビニ人の関係についての言及は大きな比重を占めている。
- (38) 宮崎・前掲『東洋学藝雑誌』第八卷一一七号二七〇頁。
- (39) 吉原・前掲「宮崎道三郎博士の講述『比較法制史』について」『日本法学』第八四卷二号四二二頁以下。
- (40) 例えば、京都大学法学部図書所蔵の宮崎「道三郎」講義・「春木一郎筆記」『獨逸法律史』。前注24を参照。
- (41) 吉原達也「穂積陳重のローマ法講義について」『日本法学』八四卷一号一一頁以下。
- (42) Bruns, Fontes ヲ ヌ ヲ Fontes iuris Romani antiqui, editit Carolus Georgius Bruns, In Ibraria academica I.C.B. Mohrii, 1887, Editio 5 / cura Theodori Mommseni
- (43) 末松謙澄訳『ウルピアヌス羅馬法範』改訂増補第三版所載の「初版緒言要領」「再版緒言」を参照。
- (44) William Alexander Hunter, Introduction to Roman Law, W. Maxwell, 1880, 209p. ウィリアム・ハンター (William Alexander Hunter, 1844-1898) は、スコットランドの法律家・政治家、University College of London のローマ法(一八六九年)・法理学教授(一八七八-一八二二年)。本書はこの間に執筆されたローマ法教科書のスタンダードとして評判があった。
- (45) Lord Thomas Mackenzie, Studies in Roman Law: With Comparative Views of the Laws of France, England, and Scotland, W. Blackwood, 1862, 461p. トーマス・マッケンジー (Thomas Mackenzie, 1807-1889) はスコットランドの法律家、Senator of the College of Justiceであった。マッケンジー著、松野貞一郎、伊藤悌治譯『羅英佛蘇各國比較法理論』(日本立法資料全集別巻五四〇) 信山社出版・二〇〇九年は、本書の抄訳である。
- (46) Thomas Collett Sanders, The Institutes of Justinian, Longmans, Green, and Company, 1878, 603 p. トーマス・コレット・サンダース (Thomas Collett Sanders, 1825-1894) はイギリスのバリスタ、本書はユスティニアヌス『法学提要』の英語訳の定番として、国内の法律学校のテキストとしても用いられていた。

- (47) 日本立法資料全集別巻一三四—一三七・信山社出版・一九九九年。
- (48) Charles Gustave Maynz, Cours de droit romain: précédé d'une introduction contenant l'histoire de la législation romaine, vol. 2, Libr. Polytechnique d'A. Decq, 1870. トマンシ (Charles Gustave Maynz, 1812-1882) はドイツの法学者。ベルギーに命、リエージュ大学教授などを務めた。
- (49) Polynice Van Wetter, Cours élémentaire de droit romain contenant la législation de Justinien, avec l'histoire tant externe qu'interne du droit romain, vol. 1, H. Hoste, 1871, 583 p. トマン・ヴェッター (Polynice Alfred Henri Van Wetter, 1844-1925) はベルギーの法学者。Pandectes, contenant l'histoire du droit romain et la législation de Justinien, 5 vols, 1909-など。
- (50) Georg Friedrich Puchta, Cursus der Institutionen, Bd. 1, Breitkopf und Härtel, 1871. 宮崎博士は本書を必読の作品に触れることがあつた。
- (51) Ferdinand Walter, Geschichte des römischen rechts bis auf Justinian, 3. Aufl. 1 Theil, Das öffentliche recht, Eduard Weber, 1860; 2 Theil, Rechtsquellen und rechtswissenschaft. Privatrecht. Procedur. Strafrecht, Eduard Weber, 1861. ヴァルター (Ferdinand Walter, 1794-1879) はドイツの法学者。ボン大学教授。教会法、ゲルマン法の史料集などの著作で知られる。
- (52) Johannes Emil Kuntze, Cursus des römischen Rechts: Lehrbuch, der Institutionen sowie der Äusseren und inneren Rechtsgeschichte, 2. Aufl., J.C. Hinrich, 1879. ヴンツェ (Johannes Emil Kuntze, 1824-1894) はライプツィヒ大学教授。
- (53) Karl Esmarch, Römische Rechtsgeschichte, Wigand, 1888, 457 S. エスマルヒ (Karl Bernhard Hieronymus Esmarch, 1824-1887) はドイツの法学者。クラクフ、プラハ大学教授 (一八五七年) としてローマ法を講じた。
- (54) Rudolph Sohm, Institutionen des römischen Rechts, Duncker & Humblot, 1884. ソーム (Gothold Julius Rudolph Sohm, 1841-1917) はドイツの法学者。法制史、教会法学。フランクフルト・イム・ブライスガウ、ストラスブルクを経てライプツィヒ大学 (一八八七—一九一七年)。宮崎博士はライプツィヒでソームを受講しているが、宮崎誠氏の研究によれば、ソームに関してはドイツ私法など、必ずしもローマ法自体を受講したことはなかったようである。ソームの当該『ローマ法提要』は、宮崎博士の羅馬法講義の第二部私法概説の構成に影響があるように見られる。

- (55) Carl Ritter von Czychlarz, Lehrbuch der Institutionen des römischen Rechtes, F. Tempsky, 1889. ツィフルルシュ (Karl Czychlarz, 1833-1914) はボヘミア、オーストリアのローマ法学者であり、プラハ、ウィーン大学教授を歴任した。本書は、一八八九年の刊行で、当時の最新のローマ法教科書の一冊である。
- (56) Otto Karlowa, Römische Rechtsgeschichte Bd. 1, Staatsrecht und Rechtsquellen, Veit & Comp., 1885.; Bd.2, Privatrecht und Civilprozess, Strafrecht und Strafprozess, Veit & Comp., 1885. カルローヴァ (Carl Franz Otto Karlowa, 1836-1904) はドイツの法学者・ローマ法学者。グライフスヴァルト大学、ハイデルベルク大学教授 (一八七二—一九〇三年)、宮崎博士はドイツ留学中ハイデルベルクでカルローヴァを受講した。
- (57) 宮崎博士のドイツ留学時の学籍関係について、宮崎誠『宮崎道二郎のドイツ留学について (補遺)』『日本大学史紀要』第六号 (一九九九年) 一三一—一三九頁を参照。
- (58) 宮崎道二郎・前掲「法律ノ沿革ノ研究ニ就テ」『東洋学藝雑誌』八卷一一七号二七五頁。
- (59) 宮崎・前掲・二八〇頁。
- (60) 宮崎・前掲・二八〇頁。

追記 本稿脱稿後、二〇一九年六月八日、神戸学院大学ポर्टアイランドキャンパスにおいて開催された法制史学会第七一回総会〔ミニシンポジウム〕「日本における法史研究の歴史」のなかで、藤野奈津子教授による「明治前期における西洋法史学の誕生」と題する報告は、宮崎博士の羅馬法講義について詳細に扱われたものであり、本稿とも関連が深く、多くのことを学ばせていただいた。ここでは直接に触れることはできなかったので、あらためてご教示の場を得られればと考える次第である。

本稿は、科学研究費、助成金基盤研究 (B) 「法学提要 (Institutes) に対する比較法史的総合研究」研究課題番号 17H02442 (研究代表・葛西康德・東京大学教授) の研究成果の一部である。謹しんで感謝の意を表す。

【別表】宮崎道三郎博士『羅馬法』講義・『比較法制史』上対照表

<p>『羅馬法』講義 [1891 (明治 24) 9 月— 1892 (明治 25) 年] 6 月</p> <p>[緒言]</p> <p>本論 羅馬法律沿革論</p> <p>第一期</p> <p>第一章 羅馬の建国</p> <p>第一節 Aryan 人種の移住及び其社会の有様</p> <p>第二節 以太利亜太古の住民</p> <p>第三節 Latin 部属及 Sabini 部属</p> <p>第四節 Latin 人種及び Sabini 人種の合併</p> <p>第二章 羅馬太初法律</p> <p>第一節 公法</p> <p>第二節 私法</p> <p>第三節 Latin 法系の法則 Sabini 法系の法則の調和</p> <p>第三章 pontifices 神務官</p> <p>第四章 Luceres</p> <p>第五章 plebs と patrici の軋轢及び法律上の影響</p> <p>第一節 plebs 及び patres</p> <p>第二節 Servius Tullius 王の改革</p> <p>第二期</p> <p>第六章 王者即ち rex の廢絶</p> <p>第七章 leges sacratae 神聖なる法律</p> <p>第八章 lex Publilia Voleronis</p> <p>第九章 十二銅律 Twelve Tables</p> <p>第一節 法律改正及び成文法の必用</p> <p>第二節 十二銅律制定の手續</p> <p>第三節 十二銅律の法源</p>	<p>『比較法制史』上</p> <p>緒言</p> <p>第一章 比較法制史の範圍</p> <p>第二章 法制史編纂の來歴</p> <p>第三章 法制史編纂の方法</p> <p>第一部 羅馬法制史</p> <p>第一章 羅馬法制史に対する緒言</p> <p>第一条 羅馬法制史編纂の沿革</p> <p>第二条 羅馬法律の参考書</p> <p>本論</p> <p>第一章 王政時代の法制の有様</p> <p>第一節 羅馬の建国</p> <p>第二節 羅馬国初に於ける法制の概略</p> <p>第一款 jus et fas. (lex humana et lex divina)</p> <p>第二款 公法 (刑法と訴訟法を除く)</p> <p>第一項 tribus, curia, gens</p> <p>第二項 Rex</p> <p>第三項 senatus</p> <p>第四項 comitia curiata</p> <p>第三款 私法 (private law or jus privatum)</p> <p>第四款 刑法</p> <p>第五款 訴訟法</p> <p>第三節 内部の軋轢及其影響</p> <p>第一款 clientes 及 plebeji</p> <p>第二款 羅馬諸王の改革則ち羅馬王は plebeji に改革す</p> <p>第二章 共和制時代に於ける法制の沿革</p> <p>第一節 Italy 諸国征服前の有様</p> <p>第一款 12 tables [十二銅律] 制定前の概況</p> <p>第二款 12 tables [十二銅律]</p>
---	--

<p>第四節 十二銅律の要略</p> <p>第一款 十二銅律の順序 <i>Bruni Fontes juris</i> 法源</p> <p>第二款 十二銅律の規定</p> <p>第三款 ? ?</p> <p>第四款 ? ?</p> <p>第五款 十二銅律の体裁</p> <p>第六款 十二銅律の価値</p> <p>第七款 十二銅律の散逸</p> <p>第十章 法律解釈術の発達</p> <p>第一節 十二銅律解釈の必用</p> <p>第二節 十二銅律の解釈法</p> <p>第十一章 十二銅律及び <i>patrici</i> と <i>plebes</i> を調和せんが為めに行なひたる法律上の改良</p> <p>第一節 公法上の改良</p> <p>第二節 私法上の改良 52 枚目あたりに「徳政」</p> <p>第十二章 <i>jus civile Flavianum</i> 及び <i>lex Ogulinia</i></p> <p>第十三章 Italy の征服及び其の法律上に及ぼせる影響</p> <p>第一節 <i>Conquest of Italy</i></p> <p>第二節 Italy 征服の法律上に及ぼせる影響の概略 要略</p> <p>第三節 Italy 諸国のローマに附属する</p> <p>第一 <i>municipia, municipes</i></p> <p>第二 <i>Lain municipia</i></p> <p>第三 <i>coloniae</i></p> <p>第四 <i>socii</i></p> <p>第四節 <i>recuperatio</i></p> <p>第五節 <i>legis actio per condictionem</i></p> <p>第一款 Rome の訴訟手続</p> <p>第二款 <i>legis actio per condictionem</i></p> <p>第十四章 以太利亜征服後 Punic 戦争前に於けるローマ</p> <p>第十五章 私法の概況</p> <p>第一節 私法の概況</p> <p>第二節 人格法 権利主体</p> <p>第一款 <i>cives</i> 及び <i>peregrini</i></p> <p>第二款 <i>paterfamilias</i> 及び <i>filiusfamilias</i></p> <p>第三款 <i>liberi</i> 及び <i>servi</i> 自由人と奴隸</p> <p>第三節 財産法</p> <p>第一款 物の種類</p> <p>第二款 所有権 廿四年十一月</p> <p>第三款 <i>jura in re aliena</i></p> <p>第四款 合意より生ずる債権</p> <p>第五款 不法行為より生ずる債権</p> <p>第六款 義務の譲渡 ?</p>	<p>第三款 十二銅律後に於ける法制の沿革</p> <p>第二節 Italy 半島を征服したる后 Punic 戦争前の有様</p> <p>第一款 Italy 諸国征服の概略</p> <p>第二款 <i>municipia, praefectura, civitates federates, colonia</i></p> <p>第三款 <i>recuperatio, legis actio per condictionem</i></p> <p>第四款 私法の有様</p>
---	--

<p>第四節 相統法</p> <p>第五節 総論 [?]</p> <p>第十六章 Punic 戦争後に於けるローマの海外交際及び法律上に及ぼせる影響</p> <p>第一節 Punic Wars</p> <p>第二節 praetor peregrinus の改良</p> <p>第三節 jus gentium</p> <p>第十七章 per formulam agere</p> <p>第一節 lex Aebutia</p> <p>第二節 差図書の体裁</p> <p>第十八章 法律学の発達</p> <p>第十九章 praetoris edictum 及び jus praetorium</p> <p>第二十章 以太利亜の地方制度</p> <p>第二十一章 provincial, Italy 外の地方制度</p> <p>第二十二章 Rome の共和政治の衰微 decline of Roman republic</p> <p>第三期</p> <p>第二十三章 羅馬帝政の創定 31B.C.-</p> <p>第二十四章 法律上の改革</p> <p>第二十五章 政治機関の概況</p> <p>第二十六章 sentatus consulta</p> <p>第二十七章 constitutions principium</p> <p>第二十八章 Hadrian 前に於ける法学の略概 概略、概況</p> <p>第二十九章 praetor, edicta</p> <p>第三十章 Hadrian 後に於ける Rome 法学の状況 ?</p> <p>第三十一章 Diocletian 及び Constantianus 時代に於ける国勢の変遷</p> <p>第三十二章 Diocletian 及び Constantianus 後に於ける羅馬法学</p> <p>第三十三章 Justinian 帝前に於ける法令集輯書</p> <p>第一節 Codex Gregorianus 及び Codex Hermogenianus</p> <p>第二節 Codex Theodosianus</p> <p>第三十四章 Justinian 帝の法典編纂</p> <p>第二部 [私法概説 略]</p>	<p>第四節 Punic war 後の有様</p> <p>第一款 Punic war</p> <p>第二款 praetor peregrinus</p> <p>第三款 jus gentium</p> <p>第四款 訴訟法上の改良</p> <p>第五款 jus praetorium (praetor の法律)</p> <p>第六款 法律学の沿革</p> <p>第七款 地方制度</p> <p>第一項 Italy 国内の地方制度</p> <p>第二項 Italy 国外の地方制度</p> <p>第三章 帝政時代の法制の沿革</p> <p>第一節 帝政開始の略史</p> <p>第二節 Octavian 時代に於ける制度の改良</p> <p>第三節 Octavian 帝の政治機関</p> <p>第一項 在来の政治機関</p> <p>第二項 Princeps</p> <p>第四節 senatus consultum</p> <p>第五節 constitutiones principium</p> <p>第六節 Hadrian 帝前に於ける法律の有様</p> <p>第七節 edicta praetorium</p> <p>第八節 Hadrian 帝後の法律学の有様</p> <p>第九節 Diocletian 及 Constantine 時代に於ける Roma 国政の変遷</p> <p>第十節 Diocletian 及 Constantine 後に於ける Roma 法律学の有様</p> <p>第十一節 Justinian 帝前に於ける法令の集録書</p> <p>第十二節 Justinian 法典編纂</p> <p>比較法制史上目次終</p>
--	---